



議案第 五 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十七年三月十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十七年三月十日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

特別職の職員で常勤のものゝの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（昭和五
十六年三朝町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、当分の間」を「、昭和五十六年度に限り」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。